



青森県報

第二千三十八号

平成十四年六月二十四日(月曜日)

目次

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(男女少年課) ……一

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二

右 同……………(経 理 課) ……三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

同……………(同) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……四

規

則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十四号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九の3中「十七万九千円」を「十八万九千円」に、「十四万三千二百円」を「十五万二千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の九の3の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

告

示

青森県告示第三百十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年七月三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十一条第一項の規定により、平成十四年六月十七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
二六八三	書籍	YOUNGキョン! 6月号 〇八八六一六	コンスミック ンターナシヨ ナル	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六八四		トップ・スピード 7月号 〇六八三七〇七	サン出版	
二六八五		COMICポブリクラブ 7月号 一三八六五七	晋遊舎	
二六八六		レディース・コミック微熱 7月号 〇九六六三七	セブン新社	
二六八七		GOKUH 7月号 〇三七七七〇七	パウハウス	
二六八八		PENTHOUSE 7月号 〇七九三三七	ぶんか社	
二六八九		コミックまるまん 7月号 一三七〇一七		
二六九〇		ケータイバンドイツ 6月号 一三三一九六	ミリオン出版	
二六九一		Chuussスペシャル 7月号 一六一五一七	ワニマガジン社	
二六九二		Chuuss 6月号 〇六三三五六		

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字古佐井一八番一五から一二五番二に至る地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 佐井港北防波堤灯台（北緯四一度二六分〇二秒、東経一四〇度五一分五一秒）から一三二度四三分〇三秒四三七・〇〇四メートルの地点

の地点 から一三七度四三分五秒三八・三八五メートルの地点

の地点 から一三七度四八分〇一秒一五・七三〇メートルの地点

の地点 から一三三度三九分五秒六秒一九・三四九メートルの地点

の地点 から一八度五九分一〇秒一九・七五五メートルの地点

の地点 から二五度〇三分四八秒一八・九七五メートルの地点

の地点 から二二度四四分〇七秒一九・〇一六メートルの地点

の地点 から一五度五三分五二秒一九・〇三八メートルの地点

の地点 から一度一九分二秒一九・一三〇メートルの地点

の地点 から一〇度三一分二秒二一・〇一五メートルの地点

3 面積

三、九二四・四二平方メートル

青森県告示第百三十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十一

年五月十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十四年六月十七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字黒岩三九番五から八〇番二に至る間の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(T.P.プラス〇・六四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字佐井字中道地内に設置された「四等三角点和尚」(北緯四一度二六分二二秒、東経一四〇度五二分四五秒) から二四二度二八分一三秒八三七・一八八メートルの地点

の地点から二三八度四六分四〇秒三七・四九七メートルの地点

の地点から二五八度四七分三〇秒九・〇四〇メートルの地点

の地点から一六四度四七分〇二秒三四・三八六メートルの地点

の地点から二五二度四九分四二秒四・六四二メートルの地点

の地点から三四四度四七分〇二秒三三・八三九メートルの地点

の地点から三三七度一五分二秒二四・六九八メートルの地点

の地点 の地点から二二度一分三秒一〇・七四六メートルの地点
の地点 の地点から五三度二九分〇〇秒七二・七二八メートルの地点
の地点 の地点から七三度五四分〇四秒一六・三六二メートルの地点

3 面積 二、九四七・二二平方メートル

青森県告示第三百十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年六月二十八日から施行する。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

「三厩村漁業協同組合釜野沢支所 — 東津軽郡三厩村大字宇鉄 —」を削る。

青森県告示第三百十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年六月二十九日から施行する。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

第二号の表中

「株式会社みちのく銀行根城支店 — 八戸市大字売市 —」を

「株式会社みちのく銀行根城支店 — 八戸市売市三丁目 —」に改める。

青森県告示第三百十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十四年七月一日から施行する。

平成十四年六月二十四日

第二号の表中

いたやなぎ農業協同組合	北津軽郡板柳町大字夕顔関	を
いたやなぎ農業協同組合	北津軽郡板柳町大字福野田	に、
いたやなぎ農業協同組合小阿弥支所	北津軽郡板柳町大字大俵	を
いたやなぎ農業協同組合小阿弥支所	北津軽郡板柳町大字大俵	に改める。
いたやなぎ農業協同組合沿川支所	北津軽郡板柳町大字夕顔関	

青森県知事 木 村 守 男

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年六月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生前契約青森ライフサポート

三 代表者の氏名

佐藤 久雄

四 主たる事務所の所在地

五 青森市栄町一丁目六の一
定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会の到来に備え、青森市を基点として生前契約に関する広報、啓蒙、相談業務及びその他の死後事務処理の受託業務を行うことで、高齢者を中心とした人々に対し総合的な支援活動を繰り広げていくことにより、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭